

議案第65号

飯能市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市保育所設置及び管理条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保育料等）

第8条 保育所の保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料の額は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の初日の前日の年齢が3歳以上の児童の保育料の額は無料とし、3歳未満の児童の保育料の額は別表第1のとおりとする。
- (2) 時間外保育料の額は、別表第2のとおりとする。
- (3) 一時預かり保育料の額は、別表第3のとおりとする。

第9条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「保育料」の次に「、時間外保育料及び一時預かり保育料」を加える。

別表を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間 認定者（月額）	保育短時間認 定者（月額）
階層 区分	定 義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号） による被保護世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、市町村民税（4月から8 月までの月分の保育料については前年度 分の市町村民税）非課税世帯	0	0
C 1	A階層及 びB階層 を除き、市 町村民税 （4月か ら8月ま	所得割の額のない世帯 7,400	7,200
C 2		21,000円未満 8,900	8,700
C 3		21,000円以上 29,300円未満 10,500	10,300

C 4	での月分の保育料については前年度分の市町村民税)の所得割の額が次の区分に該当する世帯	29,300円以上	13,000	12,700
		48,600円未満		
C 5		48,600円以上	17,000	16,700
		77,200円未満		
C 6		77,200円以上	25,000	24,500
		105,600円未満		
C 7		105,600円以上	34,000	33,400
		154,100円未満		
C 8		154,100円以上	42,000	41,200
		205,400円未満		
C 9		205,400円以上	50,000	49,100
		262,400円未満		
C 10		262,400円以上	53,000	52,000
	319,400円未満			
C 11	319,400円以上	55,000	54,000	
	364,700円未満			
C 12	364,700円以上	57,000	56,000	
	437,000円未満			
C 13	437,000円以上	58,000	57,000	

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育標準時間認定者 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けた者をいう。

(2) 保育短時間認定者 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けた者をいう。

(3) 所得割の額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

2 月の途中において入所し、又は退所した場合における当該月の保育料は、この表に定める月額をその月の日数に応じ日割りによって計算した額とする。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第8条関係）

階層区分等		時間外保育料（日額）
A及びB		0円
C	ア 午前7時30分から午前8時30分まで	100円
	イ 午後4時30分から午後5時30分まで	100円
	ウ 午後5時30分から午後6時30分まで	100円
	エ 午後6時30分から午後7時まで	200円

備考

- 1 時間外保育の利用がアからエまでの区分においてそれぞれ1月につき10日を超えたときは、10日を超えた各区分における当該月の11日目以降の利用に係る時間外保育料の額は、無料とする。
- 2 この表に定める階層区分の定義は、別表第1の例による。

別表第3（第8条関係）

階層区分	一時預かり保育料（日額）	
	4時間以内の利用	4時間を超える利用
A及びB	0円	0円
C	800円	1,500円

備考 この表に定める階層区分の定義は、別表第1の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市保育所設置及び管理条例第8条の規定は、令和元年10月分の保育料等から適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市保育所設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(保育料等)</u></p> <p><u>第8条 保育所の保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度の初日の前日の年齢が3歳以上の児童の保育料の額は無料とし、3歳未満の児童の保育料の額は別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 時間外保育料の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 一時預かり保育料の額は、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p><u>(保育料)</u></p> <p><u>第8条 保育所の保育料の額は、別表のとおりとする。</u></p>
<p><u>(保育料等の減免)</u></p> <p>第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p><u>別表第1 (第8条関係)</u></p> <p>省略</p>	<p><u>別表 (第8条関係)</u></p> <p>(1) <u>保育料</u></p> <p>省略</p>
<p>省略</p>	<p>(2) <u>時間外保育料</u></p> <p>省略</p>
<p>省略</p>	<p>(3) <u>一時預かり保育料</u></p> <p>省略</p>
<p><u>別表第2 (第8条関係)</u></p> <p>省略</p>	
<p><u>別表第3 (第8条関係)</u></p> <p>省略</p>	